

尼崎市内の農地を売買・贈与・貸借したい方へ

尼崎市内の農地の売買・贈与・貸借などには、尼崎市農業委員会の農地法第3条に基づく許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となります。詳しくは尼崎市農業委員会事務局（本庁舎中館5階）にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

次のすべてを満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
このため、自宅から当該農地までの距離（通作距離）を、原則として **15 km以内**と
しています。
- ② 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ③ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ④ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）

○ 農地法第3条許可事務について

- ① 尼崎市農業委員会では、**毎月末日**を締め日とし、締め日までに提出された申請に限り、**翌月20日頃**の委員会の会議に上程します。事務局（本庁舎）が書類提出の窓口です。
申請書と添付書類の確認、現地調査を経て、農業委員会で審議のうえ、許可（不許可）を決定します。
- ② **締め日から4週間以内**を目途に許可書を交付します。

【農地法第3条許可申請から許可書交付までの流れ】（尼崎市農業委員会）

★ 申請者の方の流れ

申請についての相談	※ 申請にかかるご相談は、ご足労ですが、 農業委員会事務局（本庁舎中館5階） までお越してください。 [住所：尼崎市東七松町1丁目23番1号 TEL：06-6489-6792]
申請書の記入	※ 申請内容に応じて、農地法第3条許可申請書（農業委員会事務局にあります）に記入いただきます。内容に応じて必要書類も異なりますので、記入例や必要書類一覧表をご参照ください。
添付書類の用意	
提出前の再確認	※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請書と添付書類の提出	※ 農業委員会事務局が書類提出の窓口です。

★ 農業委員会等の流れ

申請書類の提出から許可書の交付までの標準的な期間は**4週間程度**です。

申請書と添付書類の受付	※ 書類受付の後、審査期間中は、内容確認等のため、農業委員会事務局から連絡させていただくことがあります ので、予めご承知おきください。
申請内容の審査	※ 申請書の記載や添付書類に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、また、現地調査を行い、必要に応じて申請者の方に確認します。 ※ 許可・不許可について、農業委員会の会議で決定します。
許可書の交付	※ 翌月末を目途に、農業委員会事務局でお渡しします。